

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成24年10月1日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人日本ドルフィンセラピー協会

中村 和彦

（変更前）大阪府堺市西区北条町1丁5番21号

（変更後）さぬき市津田町鶴羽字西代778番26

3 定款に記載された目的

この法人は、人とイルカとの相互作用に関する科学的研究を行い、障害児とその家族およびに児童や一般の人々に対する、イルカ介在活動、イルカ介在療法などに関する事業を行うとともに、イルカ介在療法の専門家育成を行う。またその研究成果を発達教育・発達療育、社会教育、福祉、医療、自然環境等に役立て、心豊かな社会生活の実現に寄与することを目的とする。